

令和7年6月25日

令和7年度独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和7年度独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 当機構における令和6年度の契約状況は、表1のとおりであり、契約件数は1,074件、契約金額は1,225億円である。

競争性のある契約は296件（構成比27.6%）、319億円（構成比26.0%）であり、その内訳は図1のとおりである。令和5年度と比較して件数が減少したのは、北陸新幹線が開業したことにより北陸新幹線建設局の令和6年度の契約件数が減少したことによる。金額が減少したのは、北海道新幹線における事業の進捗により、土木工事から設備工事へ工事内容が変化したことに伴い金額規模が小さくなったことによる。

競争性のない随意契約は778件（構成比72.4%）、906億円（構成比74.0%）である。その内訳は図2のとおりであり、鉄道事業者の営業線内で施工する委託工事や共有船の建造など、いずれもその性質上、競争性のない随意契約によらざるを得ないものである。令和5年度と比較して件数が減少したのは、北陸新幹線の開業により鉄道事業者、地方自治体及び土地改良区への委託並びに借地等の契約が減少したこと、現地建設所を閉鎖したことに伴う公共料金の契約が減少したこと等による（全体に対する比率が増えているのは、事業の進捗に関わらず必要となる職員の宿舍等の賃貸借やシステム管理に係る契約が引き続き一定数あるため）。金額が減少したのは、令和6年度はECI方式による工事契約がなかったこと及び開業区間における鉄道事業者への委託工事が終了したこと等により減少したことに加え、大型の共有船建造による増加があったものの、全体としての金額が令和5年度を下回ったことによる。

全体として令和6年度は令和5年度と比較し、件数については、競争性のある契約の割合が減少（△8.4%）しているが、これは競争性のある契約の発注件数自体が減少したものであり、競争性のない契約へ移行したものではない。

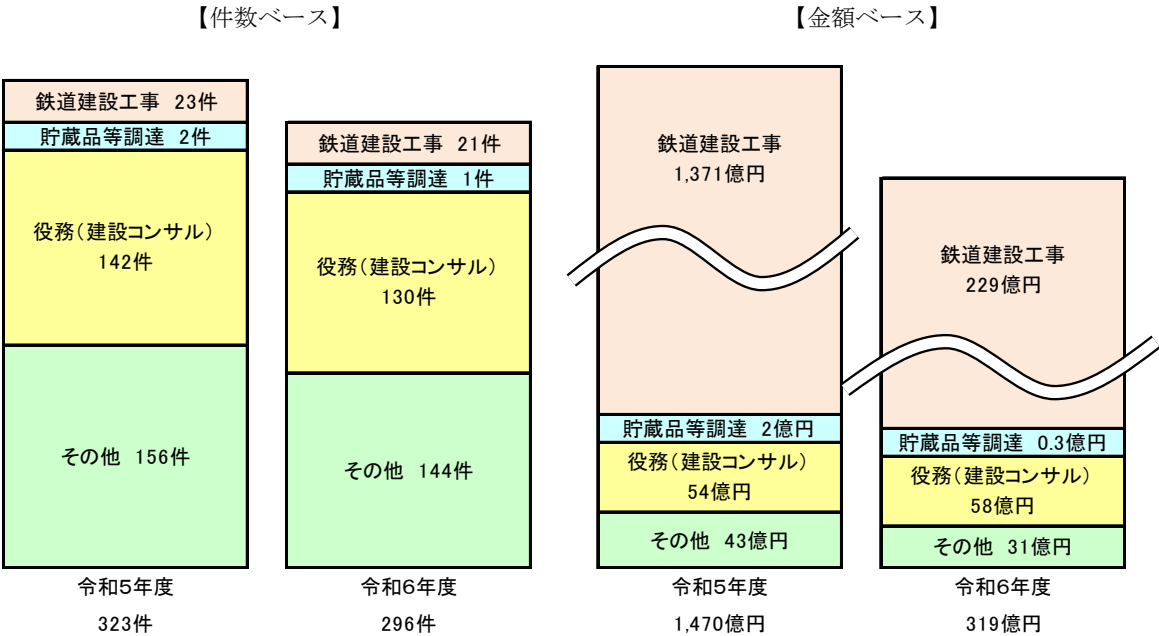
競争性のある契約のうち、金額で大きな割合を占める鉄道施設の工事については、すべての案件で競争入札を実施し、着実に契約に至っているところである。

表 1 令和 6 年度の調達全体像 (単位：件、億円)

	令和 5 年度		令和 6 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(24.9%) 276	(60.6%) 1,457	(22.4%) 241	(24.7%) 302	(△12.7%) △35	(△79.3%) △1,155
企画競争・公募	(4.2%) 47	(0.5%) 13	(5.1%) 55	(1.4%) 17	(17.0%) 8	(30.8%) 4
競争性のある 契約 (小計)	(29.1%) 323	(61.2%) 1,470	(27.6%) 296	(26.0%) 319	(△8.4%) △27	(△78.3%) △1,151
競争性のない 随意契約	(70.9%) 787	(38.8%) 933	(72.6%) 778	(74.0%) 906	(△1.1%) △9	(△2.9%) △27
合 計	(100%) 1,110	(100%) 2,403	(100%) 1,074	(100%) 1,225	(△3.2%) △36	(△49.0%) △1,178

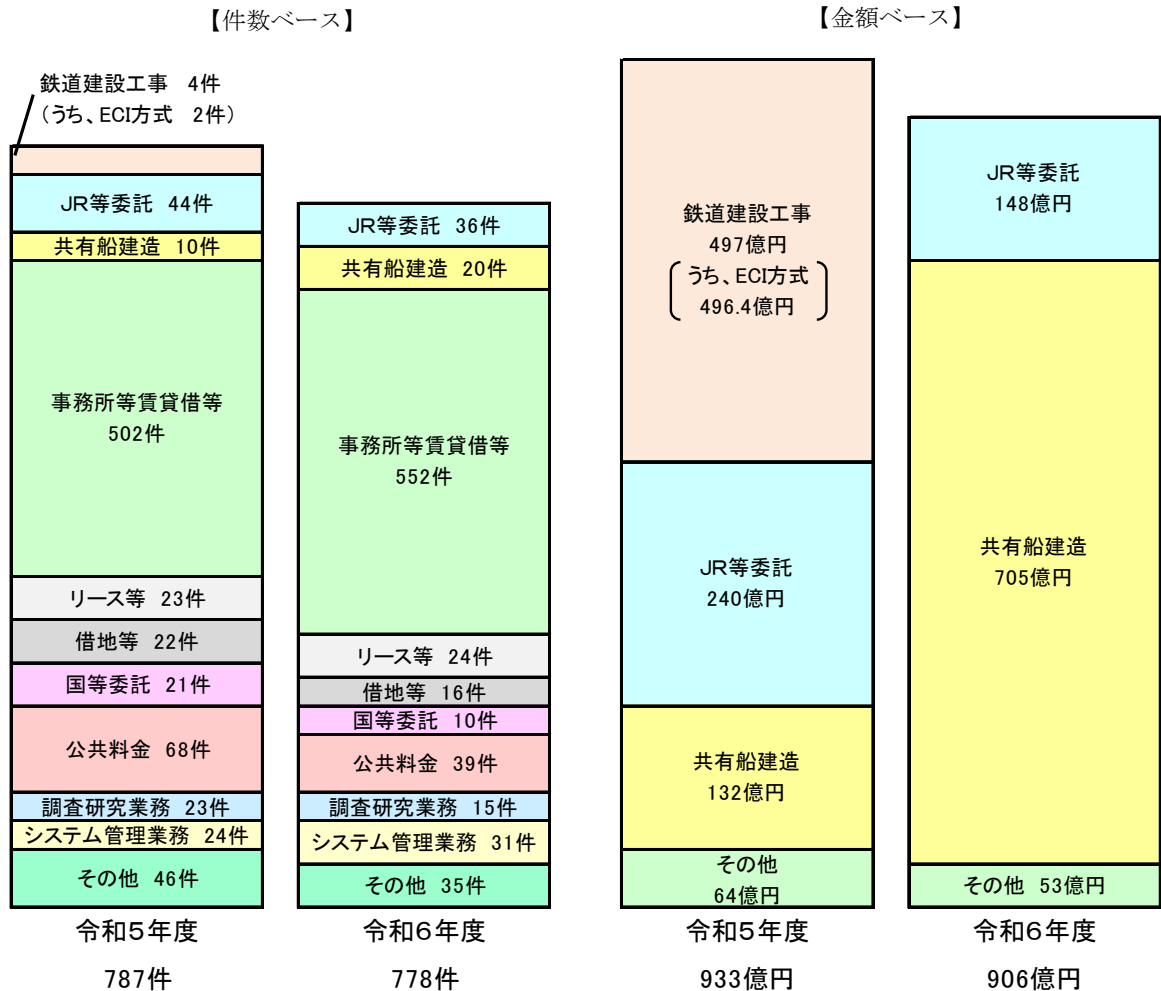
(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
(注 2) 比較増△減の () 書きは、令和 6 年度の対令和 5 年度伸率である。
(注 3) 少額随意契約は含まない。

図 1 令和 5 年度及び令和 6 年度における競争性ある契約の実績



(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
(注 2) 少額随意契約は含まない。

図2 令和5年度及び令和6年度における競争性のない随意契約の実績



(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 少額随意契約は含まない。

(2) 当機構における令和6年度の一者応札・応募の状況は、表2のとおりであり、契約件数は108件（構成比36.5%）、契約金額は103億円（構成比32.4%）である。

令和5年度と比較して件数が減少（△8件）したのは、競争性のある契約の総件数が減少（△27件）したことによる。

一方、金額が大幅に減少（△138億円）したのは、令和5年度は北海道新幹線建設局において大型の高架橋の土木工事（176億円）が一者応札となったが、令和6年度は同様の案件がなかったことによる。

表 2 令和 6 年度の一者応札・応募状況 (単位：件、億円)

		令和 5 年度	令和 6 年度	比較増△減
2 者以上	件数	207 (64.1%)	188 (63.5%)	△19 (△9.2%)
	金額	1,229 (83.6%)	215 (67.6%)	△1,014 (△82.5%)
1 者	件数	116 (35.9%)	108 (36.5%)	△8 (△6.9%)
	金額	241 (16.4%)	103 (32.4%)	△138 (△57.3%)
合 計	件数	323 (100%)	296 (100%)	△27 (△8.4%)
	金額	1,470 (100%)	319 (100%)	△1,152 (△78.4%)

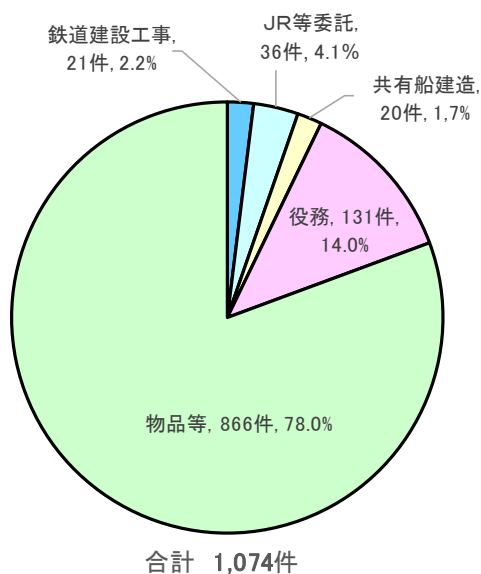
(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

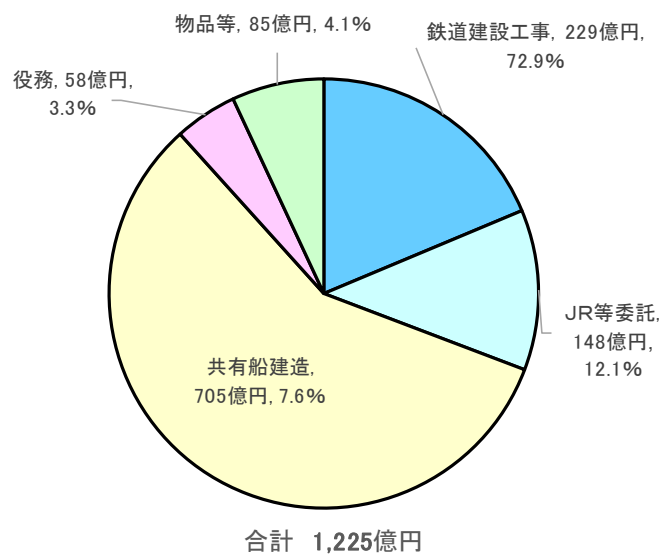
(注 3) 比較増△減の（ ）書きは、令和 6 年度の対令和 5 年度伸率である。

(参考) 令和 6 年度契約の件数及び金額の内訳

【件数ベース】



【金額ベース】



(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 少額随意契約は含まない。

2. 重点的に取り組む分野 (【 】は評価指標)

上記 1 の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、下記の各分野について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 鉄道建設工事に関する調達

① 入札・契約手続きの適正化、効率化

【当該取組みの実施状況（総合評価落札方式実施率※を含む）】

鉄道建設工事に関する調達では、透明性・公正な競争を確保する観点から一般競争入札を実施する一方で、低価格入札の増加に伴う公共工事の品質低下に関する懸念が顕著となる中、平成 17 年に施行された公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）の趣旨を踏まえ、公共工事の品質確保を促進するために総合評価落札方式の適用を拡大してきた。

令和 7 年度においては、一般競争入札による鉄道施設に係る建設工事については総合評価落札方式を実施し、技術提案等の評価について、外部有識者を交えた総合評価審査委員会小委員会において検証を行うことなどの取組みにより、引き続き中立かつ公正な調達に努めつつ、公共工事の品質確保の促進を図る。

(参考) 令和 6 年度の当機構の鉄道建設工事の契約件数及び金額

(単位：件数、%、億円)

令和 6 年度 実績		工事全体 (割合は、下の合計に占める割合)				うち総合評価 (割合は、左の工事全体に占める割合)			
		件数		金額		件数		金額	
			割合		割合		割合		割合
鉄道施設	一般競争	9	42.9%	219.3 (A)	95.6%	9	100%	219.3 (B)	100%
	随意契約	1	4.8%	1.0	0.4%				
	計	10	47.6%	220.3	96.0%				
鉄道施設 以外	一般競争	11	52.4%	9.1	4.0%	2	18.2%	3.6	39.6%
	随意契約	—	—	—	—				
	計	11	52.4%	9.1	4.0%				
合 計		21	100%	229.4	100%				

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 少額随意契約は含まない。

(注 3) 金額は当初契約金額である。

※鉄道施設に係る一般競争入札の総合評価落札方式実施率 (= (B) / (A))

② 入札・契約手続きの事務負担軽減【当該取組みの実施状況】

過年度より機構・事業者双方の入札・契約手続きの負担軽減を図るための取組みを進めているところであり、今年度も以下の取組を継続する。

- ・ 競争参加資格認定の本社一元化（申請窓口の一本化）
- ・ 一部の工事種類における技術提案数の削減
- ・ 設計図書のWEB上ダウンロード化の実施
- ・ 一括審査方式の活用

③ 個別路線の取組み【当該取組みの実施状況】

北海道新幹線のコスト縮減については、工事の進捗状況を踏まえ、過去の縮減事例を参考にしつつ、その時点で有効な方策に取り組むよう努力する。

例えば、以下の事例が考えられる。

- ・ 建設発生土の新幹線工事内での有効活用や盛土等への利用を積極的に進めることで、コスト縮減に努める。
- ・ 地盤改良の工法見直しにより、コスト縮減に努める。
- ・ 関係者との協議を踏まえて、車両基地の配線や構造の設備計画見直しを行い、コスト縮減に努める。

（２）第三次担い手３法の趣旨を踏まえた契約・入札等の適切な実施【当該取組みの実施状況】

機構では、ECI方式（技術協力・施工タイプ）や事業促進PPP（Public Private Partnership）などを含む、多様な入札契約方式を導入し、その中から適切な入札契約方式を選択し、又は組み合わせ適用するよう努めている。令和6年6月に公布された第三次担い手３法（品確法と建設業法・入契法）の趣旨に則り、今後も国による新たな契約・入札等に関する制度の創設が進むと考えられることから、機構の鉄道建設業務において有効なものは導入を検討し、生産性品質及び施工環境の向上に取り組む。

（３）情報システムの整備及び管理に関する調達合理化【当該取組みの実施状況】

機構の通信ネットワーク（IP-VPN※）を構成する機器等については順次、メーカーサポート保守期限が終了（EOL）することから、当該機器を入れ替え、サポートを継続させる必要がある。令和7年度は、これまで地方機関毎に調達している当該機器について、競争性の確保および公共調達の適正化を図りつつ、本社において全国一括調達を実施する体制を整備し、スケールメリットを生かしたコスト削減、管理業務の効率化、サービス品質の統一化による保守の効率化や業務継続性の確保、契約手続き・支払事務の集約による各地方機関の業務負担軽減等に取り組む。 ※IP-VPN：専用回線による閉域網での通信

（４）随意契約基準額見直しによる発注事務の効率化【当該取組みの実施状況】

今般、「予算決算及び会計令」が改正され、国における少額随意契約の基準額が引き上げられたことを受け、機構の基準額についても国の基準に合わせ契約事務規程を改正し、令和7

年4月1日より施行した。

基準額引き上げにより少額随意契約の件数・金額とも大幅な増加が見込まれるところ、少額随意契約においても一定の競争性及び透明性を確保し、適正な手続きの遵守が求められるため、複数者からの見積書徴取やオープンカウンター方式の積極的な活用などについて重点的なチェックを行い、競争性及び透明性の確保に留意しつつ、発注事務の効率的な実施に取り組む。

(5) その他継続的な取組み【当該取組みの実施状況】

契約監視委員会等により、引き続き、競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった案件を中心に点検、見直しを行う。

なお、一者応札・応募案件については、公告期間の拡大、入札参加資格要件の緩和のほか、必要に応じて、資料の交付を受けたものの入札に参加しなかった者に参加しなかった理由のヒアリングを実施しており、令和7年度もさらなる入札参加資格要件の見直し等を検討するなど、引き続き一層の競争性の確保に努める。

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

(1) 随意契約に関する内部統制の取組み【当該取組みの実施状況】

競争性のない随意契約の新規案件については、引き続き、契約事務規程等に基づき適切に事務を行うとともに、契約監視委員会において、随意契約理由及び価格の妥当性について事後に点検を受けることとする。

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組み【当該取組みの実施状況】

過去の不祥事を真摯に受け止め、情報漏えいなど公正な競争を損なう行為の再発を防ぐため、法令遵守とともに再発防止策の徹底に取り組む。

具体的には、以下の講じた再発防止対策の運用状況についてのフォローアップを継続し、運用状況を踏まえた見直しを行うことで、引き続き入札談合等関与行為等の再発防止に徹底的に取り組む。

- ・ 入札手続きに関する研修の充実
- ・ 入札・契約監視機能の強化
- ・ 入札・契約手続きの見直し
- ・ 情報管理の徹底
- ・ コンプライアンス月間における発注者綱紀保持の再周知

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。

主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事（経理資金・施設管理担当）を委員長とする入札・契約制度検討委員会により調達等合理化に取り組むこととする。

委員長 理事（経理資金・施設管理担当）

委員 理事（経営企画・総務・共有船舶企画管理担当）、理事（建設計画・国際担当）、理事（鉄道助成・国鉄清算事業担当）、監査・事業監理統括役、経営自立推進統括役、経営企画部長、総務部長、経理資金部長、建設企画部長、経営自立推進・財務部長

なお、委員会は上記に掲げる者のほか、必要があるときは臨時に委員を置くことができることとする。

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（競争性のない随意契約、一者応札・応募の契約、一定の関係を有する法人との契約及び公益法人に対する支出）に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、当機構のホームページにて公表するものとする。なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。